

# 木更津市子ども・子育て会議委員委嘱状交付式及び

## 令和7年度 第2回木更津市子ども・子育て会議

### 議事録

日時：令和7年10月28日（火）午後2時00分～午後3時35分

場所：木更津市役所朝日庁舎 会議室 A1・A2

次第

#### 木更津市子ども・子育て会議委員委嘱状交付式

1 委嘱状交付

2 副市長挨拶

#### 令和7年度 第2回 木更津市子ども・子育て会議

1 開会

2 議題

（1）会長・副会長の選出について

（2）「(仮称) 木更津市こども計画」の素案について

（3）こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について

3 その他

4 閉会

## 【議事内容】

### 木更津市子ども・子育て会議委員委嘱状交付式

#### 1. 委嘱状交付

---

##### 事務局

- それではこれより、子ども・子育て会議委員 委嘱状交付式を執り行います。  
委嘱状交付者（17名）

#### 2. 副市長挨拶

---

##### 田中副市長挨拶

- 皆様、こんにちは。副市長の田中でございます。  
本来であれば、渡辺市長が、ご挨拶申し上げるところではございますが、出席が  
かないませんので、代わりまして、私からご挨拶させていただきます。  
本日はご多忙の中、「木更津市子ども・子育て会議」にご出席いただき、誠にあ  
りがとうございます。  
ただいま、委嘱状を交付させていただきました皆様には、快く委員をお引き受け  
いただき、心より感謝申し上げます。

また、保育園や幼稚園、放課後児童クラブなど、子育て関連施設を運営されてい  
る皆様におかれましては、感染症対策や物価高騰など、依然として厳しい社会情勢  
の中にあっても、日々、子どもたちの健やかな成長を支えていただいておりますこ  
とに、改めまして、深く感謝申し上げます。

さて、全国的に少子化が進行する中、本市においても出生数の減少傾向は続いて  
おり、地域の特性を活かした子育て支援の重要性がますます高まっております。現  
在、本市では、こども基本法に基づく こども計画の策定に取り組んでおり、「子ど  
もの貧困対策計画」や「子ども・若者計画」などを包含し、すべての子どもが健や  
かに成長できる社会の実現を目指すものであり、本市の子ども政策の中核を担う、  
極めて重要なものです。

委員の皆様には、これまでのご経験や専門的な知見をもとに、現場の声や地域の  
実情を反映したご意見を賜りたく存じます。未来を担う子どもたちのために、どう  
か忌憚のないご議論をお願い申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。本日  
はどうぞよろしくお願ひいたします。

## 令和7年度 第2回 木更津市子ども・子育て会議

### 1. 開会

---

#### 事務局

- ただいまから、令和7年度第2回木更津市子ども・子育て会議を開会いたします。本審議会は『木更津市審議会等の会議公開に関する条例』における『審議会等』にあたることから、同条例第3条の規定により原則公開となります。また、会議録については、同条例第9条の規定により、個人情報等の不開示情報に留意して、公表することといたします。なお、会議録の調整方法については、要点記録とし、発言に係る委員名は記載する取り扱いといたします。

それでは、議事に入らせていただきますが、附属機関設置条例第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっております。委嘱後初めての会議でございますので、会長・副会長が不在となっております。そのため、仮の議長を清水こども政策課長が務めさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

#### 清水課長

- 委員の皆様から了承が得られましたので、私が仮議長を務めさせていただきます。それでは、ただいまから議事を進行させていただきます。

本日の出席委員は12名でございます。過半数に達しておりますので、会議は成立しました。なお、欠席委員は5名でございます。また、傍聴人はおりません。

### 2. 議題

---

#### 議題（1）会長・副会長の選出について

#### 清水課長

- 議題1といたしまして『会長・副会長の選出について』を議題に供します。  
会長・副会長につきましては、附属機関設置条例第4条第1項の規定に基づき、  
委員の互選によって定めることとなっております。  
どなたか適任の方はいらっしゃいますか。

#### 堀口委員

- 事務局案があれば示していただきたいと思います。

### 清水課長

- ただいま、堀口委員から事務局案がありますかとの意見がございましたが、事務局側から提案はありますか。

### 事務局

- それでは事務局からご提案させていただきたいと思います。会長につきましては、柴田委員、副会長については、滝口委員にお願いしたいと存じます。

### 清水課長

- ただいま事務局から、会長を柴田委員に、副会長を滝口委員にとの提案がありました。それでは、お諮りいたします。事務局の提案のとおり決定することで、ご異議ございませんか。

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

ここで、柴田会長、滝口副会長からお一言ずつご挨拶を頂戴できればと思います。柴田会長、滝口副会長の順にお願いいたします。

### 柴田会長

- ただいま、ご指名を受けましたので、力不足ではございますが、少しでも皆様のお役に立てるよう、進行が円滑に進みますよう努力したいと思います。よろしくお願いいたします。小・中学校ではインフルエンザが流行し、学校閉鎖や学級閉鎖があちこちで起こっている状況です。大学でもたまに新型コロナウイルス感染症があり、まだまだ落ち着かない状況ではありますが、こどもたちの健全な育成のためにも微力ですが努力してまいります。どうぞよろしくお願ひいたします。

### 滝口副会長

- 副会長は私ではなく、より適した方がいらっしゃると思いますが、市からの推薦でございますので、引き受けさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

### 清水課長

- それでは、次の議題からは、附属機関設置条例第6条の規定によりまして、議長を柴田会長に務めていただきたいと存じます。

私はこれにて、仮議長の任を降りさせていただきます。柴田会長、よろしくお願

いいたします。

## 議題（2）（仮称）木更津市こども計画の素案について

### 柴田会長

- 議題2について、事務局から説明願います。

### 事務局

- 【資料1－1：「(仮称) 木更津市こども計画」の素案の概要について】
- 【資料1－2：木更津市こども計画 素案】
- 【資料1－3：こども・若者の意見と計画への反映について】

それでは、私からは、議題（2）「(仮称) 木更津市こども計画の素案について」説明させていただきます。

今回、新たな委員となって初めての議題としてご審議いただくことから、改めまして「(仮称) 木更津市こども計画」の概要について説明させていただきます。本年の第1回の会議と重複する内容もあることから、繰り返しお聞きいただく方もおられるかと思いますが、ご了承ください。

はじめに資料について、説明させていただきます。資料は全部で3種類ございまして、まず、会議開催に先立って各委員様宛にお送りさせていただいた二つの資料、資料1－1「(仮称) 木更津市こども計画」の素案の概要について、資料1－2「(仮称) 木更津市こども計画 素案」と、本日追加で配付させていただきました資料1－3「こども・若者の意見と計画への反映について」の3つになります。

まず、お手元にあります、「資料1－1 「(仮称) 木更津市こども計画」の素案の概要について」をご覧ください。「本計画」の策定の背景からご説明いたします。

令和5年4月にこども基本法が施行され、市町村は「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案して「市町村こども計画」の策定に努めることとされました。自治体こども計画の策定については、その目的を「地域内こども施策全体に統一的な横串を刺し、住民にとって一層わかりやすいものとすること」、「地域が抱える課題やこどもを取り巻くさまざまな状況に対し、実情に合わせて状況に応じたこども施策を推進すること」とされ、本市においては、令和7年度中に「本計画」の策定を行うための作業を進め、ご審議を子ども・子育て会議においていただいていくところであります。

資料1ページ「1. 計画の位置づけについて」をご覧ください。自治体こども計画の策定については、こども施策全体の円滑な実施と、市民へわかりやすくするこ

とを目的としていることから、こども基本法に基づき、各法律等に規定する個別計画と一緒にして策定することが可能とされております。「本計画」を策定するにあたっては、資料中央の表のとおり「子どもの貧困の解消に向けた対策計画」と「子ども・若者育成支援計画」と一緒にして策定いたします。また、既に策定済みの「第3期木更津市子ども・子育て支援事業計画」とも一緒にすることが可能となっています。

1ページ下部の計画期間の表をご確認ください。「第3期木更津市子ども・子育て支援事業計画」については、令和6年度に策定済みであることから令和8年度以降、令和11年までは、「本計画」と「第3期木更津市子ども・子育て支援事業計画」を別個の計画として、それぞれ運用し、令和12年の更新時に「次期木更津市こども計画」へ統合、一本化を行う予定です。

2ページ目、「2. 計画の構成について」をご覧ください。「本計画」の構成は、全部で6章+資料編の構成を予定しており、おおまかな編成として、計画の前半で、各種統計やアンケート・ワークショップの聞き取りからなる本市の子ども・若者のおかれた現状について解説し、計画の後半では、計画の理念、こども関連施策について説明を行う構成としております。それぞれの章における詳細については、後ほど素案をご確認いただきますようお願いいたします。

続きまして、「3. 意見の聴取及び反映について」をご覧ください。自治体こども計画の策定にあたってはこども・若者の意見やニーズを把握し、計画に反映するために必要な措置を講ずることとなっています。

「本計画」の策定にあたってもアンケート等の方法により意見聴取を行いました。アンケート調査では、小学5年生、中学2年生およびその保護者、ひとり親家庭、高校生世代から39歳までの若者世代の全4種類のアンケートを実施しております。また、聞き取り等による意見聴取をひとり親及び生活困窮世帯を対象とした「学習支援教室」と、高校生及び大学生に参加いただいたワークショップにて行いました。あわせて「きさらづみなトーク」にて市民の意見募集を小学生・中学生を対象にしたものと、全市民を対象にしたものの2回行いました。これらの具体的な意見の聴取方法、内容については、「本計画」の第3章に、詳細な記載がありますので、後ほど素案をご確認ください。

続きまして、「4. 計画の推進・評価について」をご覧ください。自治体こども計画においては、計画の策定・推進に際し、様々な分野の有識者や、子育て当事者等の意見を踏まえて行うこととされていることから、「木更津市子ども・子育て会議」を会議体として策定に係る諮問、意見聴取を行っております。また、本計画の

第5章にて位置づけを行った各施策について既存の「第3期木更津市こども・子育て支援事業計画」と同様に年度ごとに進捗を管理し、委員の皆様に報告を行い、必要に応じて計画の見直しを行ってまいります。

続きまして、「5. 今後のスケジュールについて」をご覧ください。今後の主な予定といたしましては、今回の第2回子ども・子育て会議でいただいた意見をもとに素案の修正を行い、年末の12月19日から1月17日までを期間としてパブリックコメントを実施する予定です。実施後は、令和8年2月下旬に開催を予定しております、第3回子ども・子育て会議で、計画の最終案を委員の皆様にお示しさせていただき、ご意見を頂戴した後、年度末に公表することとしております。以上が資料1「(仮称)木更津市こども計画」の素案の概要についての説明となります。

続きまして、3ページ目をご覧ください、ここからは、「(仮称)木更津市こども計画の素案のポイント」を説明いたします。繰り返しの説明となり恐縮ですが、自治体こども計画の策定にあたっては、その目的の一つとして、「地域が抱える課題やこどもを取り巻くさまざまな状況に対し、実情に合わせて状況に応じたこども施策を推進すること。」があります。

そのため、市町村は、こども計画の策定においてこどもや子育て当事者等への意見を聴取し、施策の反映・フィードバックさせるために必要な措置を講ずるものとされています。本市においても、アンケート等の複数の方法により、意見聴取を行いました。「1. 意見聴取、ニーズ調査によるこども計画の課題」をご覧ください。

本項では、素案の第3章で記載する、「意見聴取で得られた意見・課題」のうち、特に木更津市こども施策に関連したものについて、いくつか抽出し、説明させていただきます。「(1) アンケートによる意見聴取」について、説明いたします。

アンケートによる調査のうち、主にこども施策に関わる質問から意見を抽出いたしました。【小学5年生・中学2年生/小学5年生・中学2年生の保護者調査】では「木更津市に、あったらいいな・こんなことをしてほしいなど思うことがあれば自由に書いてください」という質問に対して、様々な回答がありました。回答をカテゴリ別に分類したのち、特に多かったものについて説明いたします。小学5年生・中学2年生からの意見では「遊び場・居場所について」の回答が突出して多くなりました。具体的には、公園などの遊び場に対する要望や、安心して過ごせる居場所についての意見となっています。また、保護者からの意見では「経済的支援・経済状況の改善について」の回答が最も多くなりました。内容としては、子育て、教育にかかる経済的な支援に対する要望や、意見がありました。

続いて、4ページ ひとり親家庭調査と若者調査については、選択式アンケート

から、市のことども施策に求められていることを聞き取りました。回答については、資料のグラフをご確認ください。

続きまして、5ページ目「(2) ワークショップ/みなトークによる意見聴取」をご覧ください。アンケート調査以外の方法でこどもや、子育て当事者より得られた意見について、一部を紹介いたします。学習支援教室に通う中学生等を対象とした調査では、「ふだんの生活がこうなったらしいな、木更津市がこうなったらしいなと思うこと」について、環境美化、公共施設の拡充などのまちづくりへの要望や、学校のトイレなどの改修や部活時間を増やして欲しいといった学校関連の意見がありました。

次に、高校生・大学生を対象に開催したワークショップにおいて、「あなたが考える子ども・若者にとって住みやすいまちとは?」をテーマに2班に分かれて考えもらいました。A班は「生活利便性」、B班は「地域交流や環境快適さ」を重視し、また、両班に共通して住みやすいまちづくりの視点として、「移動のしやすさ」「安心して過ごせる環境」「交流の場の拡充」が挙がりました。

続きまして、木更津市が運営する市民参加型のオンライン合意形成プラットフォーム、「きさらづみんなトーク」では内容ごとに対象を変えて2件の意見募集を行いました。1件目は市内に住む小学生・中学生を対象に「あなたが思う。楽しくすごせる「きさらづ」ってどんな町?」をテーマに意見を募集しました。資料下部①の図をご覧ください。回答数が膨大なことからテキストマイニングの手法を使い、出現頻度の大きい単語を大きく表示しております。使われたワードの傾向から、子どもたちは「安全できれいな遊び場が多く、自然豊かでイベントなどの交流や楽しめる機会があるまち」を理想と考えていることが分かります。

次に②全市民を対象とした意見聴取では「理想のきさらづはこんな街! あなたのイメージを教えてください!」のテーマに回答をいただきました。こちらも同じくテキストマイニングの手法により図を作成いたしました。こちらはワードの傾向から、「子どもや家族が快適に過ごせる遊び場や公園、充実した施設やインフラが整い、誰もが安全で安心して暮らせる便利なまち」を理想と考えていることが分かります。以上が今回行った意見聴取とその回答の代表的なもの紹介となります。

続きまして、本日追加でお渡しいたしました資料を用いて先ほどの意見聴取の結果を受けて、どのように「こども計画」に反映を行うかを説明させていただきます。

資料1－3 「こども・若者の意見と計画への反映について」をご確認ください。

こども・若者及び、子育て当事者からの意見・要望については、内容を整理し、「(仮称)木更津市こども計画」における基本目標に沿って、それぞれの施策へ反映を行います。「基本目標1 ライフステージを通じたこども・若者支援」については、意見の内容からこども・若者が多様な人格を持った個人として尊重され、自らの生活の場や政策決定の過程において意見を言うことができる、また、反映されるための機会づくりが求められています。こどもの自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押ししていくための取組が必要と捉え本計画においては主に施策:「こども・若者を主体とする取組の推進」などへ反映を行ってまいります。

次に、「基本目標2 ライフステージ別のこども・若者支援」については、各ライフステージの3つの区分を設けて記載する予定です。こちらについては、ひとのみ読み上げさせていただきます。ライフステージ:【こどもの誕生前から幼児期の支援】義務教育年齢に達するまでについては、意見の内容から、こどもの誕生前から幼児期までは特に子育てに係る環境が劇的に変化することから、子どもとその家族に対して、社会的な支援、子育て関連施設の整備・機能強化を含めた一層の強化が求められていると捉え、本計画においては主に施策:「こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実」などへ反映を行ってまいります。

最後に、「基本目標3 子育て当事者への支援」については、意見の内容から子育て当事者の意見としては、子育てに伴い発生する様々な課題に対して要望や悩みが寄せられました。また、仕事を行いながら育児をしている世帯の増加に伴って時間的な制約などによる子育て時間の不足や、ゆとりの喪失なども課題として挙げられます。子育て当事者が孤立感や不安感を抱くことなく、地域全体で切れ目なく支援していくための施策が求められていると捉え、本計画においては主に施策:「仕事と子育ての両立支援・共育ての推進」などへ反映を行ってまいります。以上で資料「こども・若者の意見と計画への反映について」の説明となります。

資料1-1に戻りまして 6ページ「2. こども施策として位置づける取組」について、説明いたします。「本計画」におけるこども・若者からの意見の反映について説明させていただいたところですが、具体的にどのような施策を計画の中に位置付けて取り組んでいくのか、代表的なものをいくつか抜粋して説明させていただきます。

「(1) ヤングケアラーに対する取組」について説明いたします。ヤングケアラーについては、令和6年の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケア

ラーが明記されました。市町村においても年齢により切れ目なく支援を行うために、国や県等と連携して支援体制を整備することを役割として求められています。本計画では、施策「児童虐待防止対策及びヤングケアラーへの支援」において「児童虐待対策事業」の取組を位置づけしていくこととしております。

続きまして「(2) こどもの居場所づくりに関する取組」についてこども・若者の視点に立った居場所づくりの推進においては、国の指針により、全てのこども・若者が切れ目なく居場所を見つけることができるよう、社会全体でこどもの居場所になり得る場を積極的に設けていく必要があるとされています。本市でも、家庭環境等の様々な要因により、自身の居場所を持てずにいるこどもに対し、既存施設の活用等により、安全・安心に過ごせる居場所づくりを進めます。「本計画」においては、施策「こども・若者の視点に立った居場所づくりの推進」において取組を位置づけています。これらの取組のうち、令和8年度以降新規に計画している事業について資料では色付けしておりうち、2つを取り上げて説明いたします。7ページをご覧ください。

「夏季子どもの居場所づくり実証事業」について、保護者が就労等により見守ることができない状況にある夏休みの子どもの居場所の確保と保護者が安心して働くことができる環境づくりを推進する取組を行います。

次に、「小学生の朝の見守り事業」について、保護者が仕事で朝早く自宅を出る家庭のために、小学校の登校開始前に学校施設など利用して、児童が安全に安心して過ごせる場所を提供します。なお、これらの事業については、現時点でまだ計画段階であることから、今後内容等の変更が行われる可能性があります。

続きまして、(3) その他こども計画策定と合わせて行う取組 について、説明いたします。令和8年度以降に事業を計画している取組について、施策の中から抜粋し表示しております。こちらは個別取組の読み上げについては省略させていただきます。以上、資料1－1 「(仮称) 木更津市こども計画の素案のポイント」についての説明となります。

最後に、「(仮称) 木更津市こども計画 素案の府内意見照会結果」について説明させていただきます。本計画の素案を各委員様にお送りしたように府内においても照会を行い、寄せられた意見から時間の都合上、特に重要なポイントのみを説明させていただきます。

#### 素案 第5章施策の展開

##### 2. 基本目標Ⅱ ライフステージ別のことども・若者支援 の項

ページ番号 76

(1) こどもが安心して過ごし、多様な学びのための学習環境の充実 及び  
ページ番号82

(5) すべてのこどもが安心して学ぶことのできる環境づくり

【取り組みの背景と課題】 の 文章においてすでに策定済みである本市の「学校教育「新木更津プラン」」及び「第3期教育振興基本計画」の内容と整合するよう修正を行う意見がありました。

また ページ番号77

②安全・安心な学習環境の整備 について、②安全・安心な通学環境の整備 に名称を変更し、新規取組として「自転車活用推進計画」を追加し、取組内容を現在策定中の自転車活用推進計画に基づき、自転車通行空間を整備し利用環境の改善を図ります。とする意見がありました。これら意見については、今後素案の修正作業において確認・反映を行っていきます。

議題(2)「(仮称)木更津市こども計画の素案について」の説明は以上となります。

それでは、委員の皆様、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

### 柴田会長

○ ありがとうございました。ご意見ご質問ございますか。

### 堀口委員

○ 資料1-1の7ページ「夏季子どもの居場所づくり実証事業」に保護者が就労等により見守ることができない状況にある夏休みの子どもの居場所の確保と保護者が安心して働くことができる環境づくりということが記載されていますが、この放課後児童健全育成事業、学童との違いは何かを教えていただきたいです。

下段に「子育て支援サービス拠点「子どもの森」の整備に向けた取組」とありますが、こちらは具体的にどのような内容のことなのかを教えていただきたいです。

また、5ページのテキストマイニングを見て、若い子たちがこういうことを考えているのかと感動しました。ゴミ、ポイ捨て、なくす、減らす、きれいにするということが意見として多く挙がっているのですが、こちらは施策的にどのように反映されていくのか、環境政策になるのかお示しいただきたいです。

### 事務局

- ご質問ありがとうございます。まず1点目の「夏季子どもの居場所づくり実証事業」につきましては、学童との区分はしっかりとしております。今イメージしているのは例えば公民館や地域交流センターなどで、地域の子どもが自由に来られるような場所というものを考えています。ですから、家庭に居場所のない子や共働きで親御さんがいない子の場ということに限らず、子どもの意思で遊びに来て、地域の大人が見守るというような体制をつくっていけたら良いと思い、新規事業を考えているところです。今後、取組内容についてはしっかりと整理させていただきたいと考えております。

2点目のことの森につきまして、重要な案件となっておりまして、市内部で検討、調整が必要な事業となっております。「第3期木更津市子ども・子育て支援事業計画」にも位置づけを行っていましたが、方向性や環境の変化等あるため、現在、市内部で詰めている段階です。第3回会議でお示しする際、より進んだ内容に修正する可能性もありますので、ご理解いただければと思います。児童館やこども館などをイメージされるかと思うのですが、どのような機能を加え、どのような場所にどのくらいのスケジュールで検討していくかという最も重要なところを現在詰めている段階です。

3点目のポイ捨ての関係ですが、こども計画は、こども施策における計画のため、環境の美化について、施策の位置付けはしていないのですが、当然これは市として環境政策のなかできれいなまちづくりといったところで対応していくものと考えているところでございます。

#### 堀口委員

- ありがとうございます。ぜひこのような意見も出ていますので、環境政策の方にも働きかけていただきたいと思います。

#### 加藤委員

- 1点目はこども計画の趣旨を一言でいうとどういった趣旨で作る計画なのか。  
2点目はこどもとは何歳から何歳を指すのか。  
3点目は外国人のこどもたちはどういった位置づけているのか。教えていただきたいです。

#### 事務局

- まず1点目の本計画の理念でございますが、資料1-2の50ページにある通り、

「すべての子どもが、安心して自分らしく育ち、夢を描けるまち“きさらづ”」を掲げております。一言で言いますと全ての子ども、若者が幸せに過ごせるような計画をつくるということでございます。「第3期木更津市子ども・子育て支援事業計画」は保育の需要と供給の関係性を示したものということで需要計画となっているのですが、子ども計画は理念的なものが多く入っている趣旨のものとなっております。

2点目の子ども、若者の対象年齢ですがこの子ども計画をつくるにあたり、国がガイドラインを出しているのですが、対象年齢、若者の定義を40歳未満までとしています。青年期が30歳くらいまでで、30～39歳はポスト青年期といわれており、今までの子ども施策において対象は18歳未満の児童というものが多かったと思うのですが、それに加えて18歳未満の児童を抱える子育て世帯が対象となっている計画が「第3期木更津市子ども・子育て支援事業計画」で、すべての子ども、若者が対象となっている計画が「(仮称)木更津市子ども計画」です。

3点目の外国人の子どもも対象となるのかについてですが、全ての子どもというところで含まれます。国の「子ども大綱」や千葉県の子ども計画もそのようになってしまっており、子ども基本法でも国の大綱や県計画を勘案して市も計画をつくりなさいという指示が来ておりますので、そういう考え方のもとでいくと、計画の対象としてはすべての子どもに含めるものとしております。

#### 加藤委員

- まず1点目の概念を一言でいうと、資料1-2の50ページに書いてあることなのですね。2点目の対象は若者といわれるのは39歳ですか？

#### 事務局

- 概ね、39歳くらいまでと考えております。

#### 加藤委員

- 意外でございますね。もっと率直な言葉で言いますと、大変広範囲な対象ということでございますね。

3点目はすべての子ども、若者ということでございますので、国籍問わず木更津に住んでいる39歳までの若者のすべて含まれるということでしょうか。

#### 事務局

○ はい、計画の対象としてはその認識になると思います。

加藤委員

○ わかりました。ありがとうございます。

豊田委員

○ 資料 1-1 の7ページ「小学生の朝の見守り事業」について、以前教育委員会に提案をさせていただいたことがあります、これを進めるにあたって小学校の学校開放の方に朝体育館をお借りして実施する等いろいろ方法はあると思います。放課後については学童保育所の方でお預かりが可能ですが、遠くに通勤される方や朝早い就業の保護者の方、お子さんも困っているだろうなということで他市では松戸市ではすでに実施されていて、木更津市でもぜひ進めてほしいというお話をさせていただいたことがあります。これは誰でも参加可能なのか、それとも登録制にして出欠を取るのか、有料なのか無料なのか、例えば学童保育所が運営するとなった場合は補助金の対象になるのかをぜひ詰めていただいて、保護者のみなさんのお役に立てる制度設計をお願いしたいと思います。

事務局

○ 「小学生の朝の見守り事業」についてですが、こども政策課で考えております「夏季子どもの居場所づくり実証事業」など、あらゆることの居場所づくりというのを一つの課だけでなく全庁的に考えていく必要がある中で、担当課は生涯学習課となっております。こども政策課の事業と同じで次年度新規事業となるということで、制度設計から予算要求の準備、担当者の調整というのを進めている段階です。様々な問題や課題があるため、実証事業的な建付けで広げていくというイメージで聞いております。数か月後には事業の制度というものが上がってくると思いますので、現時点ではあまりお伝えできませんが、いただいたご意見は担当課に伝えさせていただき、進めていければと考えています。

豊田委員

○ どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございます。

白石委員

○ 今のご回答を聞いたところによると、例えばモデル校のようなものを市内のどこ

かの学校に絞って、まずは状況を確認しながら事業を進めていくという風な方向性で考えているという認識でよろしいでしょうか。

#### 事務局

○ 担当課からはそのように伺っております。モデル事業としてやってみると、思っていたものとは違う課題や問題が出たり、逆に心配していた点がうまくいったり様々な点が見えてくると思います。ですから、大きな予算を確保して見切り発車するのではなく、ひとつずつクリアしていくながらの実証事業と聞いております。

#### 白石委員

○ ありがとうございます。私は現在子育て支援センターに勤めており、色々な親御さんの話を聞いていますが、やはり朝は困っているという意見がたくさん挙がっているためぜひ実現してほしいと思いました。よろしくお願ひします。

#### 柴田会長

○ 先ほど外国籍の問題が少し出たので、私の方からも質問させていただきたいのですが、全国的に外国籍のこどもで未就学、学校に行っていないこどもたちの問題があるのですが、木更津市には未就学児がいるのでしょうか。

#### 事務局

○ 未就学児の中に外国の方がどのくらいいるかということですよね。

#### 柴田会長

○ そうです。いわゆる日本国民ではないので、法律上は義務教育の対象にはならないと思うんですね。かといってそういうこどもたちをそのままにしておくというのかという問題が全国的にもありまして、外国籍のこどもには進学の案内も出していない市町村があるようなのですが、木更津市はそういった問題がありますか。

#### 事務局

○ 木更津市内に住民登録しているような、市が把握できる状態になっている方については案内文を送るなど対応できているかと思いますが、住民票を置かずに住んでいる場合は把握しかねると思います。

### 柴田会長

- 憲法上の国民とは日本国民のことだけれども、全ての子どもたちが幸せに生活できるように支援の方をしていただければと思います。

それともう1つ資料1-1の8ページのひとり親家庭への支援をぜひ厚くしていただきたいと考えております。意見の中に学費が高すぎて大学には行けないというものがありました。特にひとり親の家庭というのは、非常に厳しい経済状況だと思います。ここに記載されている2つの支援事業もぜひ積極的に進めていただきたいです。養育費をきちんと支払われている家庭はおそらく全国的に見て20%程度であるため、ひとりの経済、ひとりの親の力で子どもを育てているご家庭が非常に多いです。その中で大学進学をあきらめてしまう高校生がたくさんいますので、ぜひ貧困の連鎖から救うためにも、進学をしたいという希望がある家庭の支援、養育費を含めてひとり親の支援をしていただければというお願いでございます。

### 白石委員

- 資料1-3の若者支援について、自然を生かした子どもが遊べる場所が欲しいという意見や、あちこちで公園が足りないとかという意見が出ています。一方で少年自然の家キャンプ場までの道路の亀裂が原因で使用できないとあります。私は子どもたちが小さいときにかなり利用しており、素敵なところだと思っているため、いずれ直して利用ができるのかと勝手に思っていたのですが、今後の活用の方向性が固まっていないという風に書いてあり、少し教えていただきたいです。

### 事務局

- 担当課によると、今後の復旧の見込み、スケジュール等が出ていないため書きようがなかったということが正直なところです。何年後の復旧になるかはダメージがどのくらいの状態なのかによって、どのくらいの費用をかけてどのくらいまでの復旧を目指しているか等の様々な調整が済んでいないため、現時点で示すことができないのだと思います。取組を削除するという考え方もあるのですが、修正を加えながら計画に反映していきたいため、このような素案になっています。キャンプ場を利用したいという希望が多く、キャンプ場に行くことを楽しみにしている子どもたちもいるという意見があったことは担当課にも伝えさせていただきます。

### 白石委員

- ありがとうございます。よく定住促進のガイドマップで海や山が近く、自然にあ

ふれた木更津市と謳っているのでぜひ復活していただけたらと思います。

### 柴田会長

無いようであれば、議題3に移ります。

### 議題（3）こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について

#### 柴田会長

- 議題3について、事務局から説明願います。

#### 事務局

- 【資料2－1：こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について】
- 【資料2－2：こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の実施に向けたスケジュール】

「こども誰でも通園制度」については、令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、令和7年4月から児童福祉法に基づく「乳児等通園支援事業」が創設され、さらに令和8年4月からは「乳児等のための支援給付」が新たに創設される予定です。これを受け、本市においても令和8年4月からの「乳児等のための支援給付」、通称「こども誰でも通園制度」の実施に向け、必要な整備を進めているところです。

資料2－1 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について をご覧ください。（1）実施に向けた進捗状況についてご報告いたします。本年7月に制度について実施のご意向のある事業者の皆さまに対しヒアリングを実施し、9月からこども誰でも通園制度総合支援システムの研修環境アカウントを9事業所へ発行しております。9事業所の内訳は、令和8年度実施意向4箇所、令和9年・10年度実施意向2箇所、実施時期等未定3箇所となっております。

また、9月27日土曜日から10月26日日曜日まで木更津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（骨子案）について、パブリックコメントを実施いたしました。寄せられた意見はございませんでした。今後、こども家庭庁から11月中に示される予定の内閣府令の改正内容に対応して、条例案を一部改正の上、12月市議会定例会へ上程する予定です。

さらに、10月1日から市公式ホームページを更新し、市民の皆様への制度周知を開始しました。あわせて、利用ニーズの把握を目的としたアンケート調査も開始しております。アンケートは、子育て支援センター・乳幼児健診会場、乳児家庭全戸

訪問事業などでチラシを配布頂いているほか、ホームページ、Facebook、LINEなどを活用して周知を行っております。市議会において、条例案が可決し条例が制定された後は、すみやかに認可に関する要綱を策定し、認可申請の受付を開始する予定です。認可する施設については、乳児等のための支援給付を受けるにあたり、令和8年4月1日施行の改正子ども・子育て支援法第54条の2第3項に基づき、子ども・子育て会議にて報告し、委員の皆様からご意見を伺う予定です。木更津市の事務スケジュールおよび、こども家庭庁から示されている実施スケジュールにつきましては、別紙資料をご確認ください。

続きまして、（2）第3期木更津市子ども・子育て支援事業計画の見直しについてご説明いたします。令和7年3月に策定いたしました第3期木更津市子ども・子育て支援事業計画では、こども誰でも通園制度を令和7年度は地域子ども・子育て支援事業に位置づけ、「量の見込み及び確保量」と「提供体制・確保方策の考え方」を設定しております。この度、令和7年9月16日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡において、「基本指針」及び「量の見込み手引」について改正案が示されました。これにより、市町村は年内に計画変更を行うことができるよう努めることとされています。本市においても、改正内容に対応するため、年度内に計画変更が可能となるよう準備を進めております。改正された基本指針では、乳児等通園支援事業に関して、次の2点が必須記載事項として追加されました

- 1 点目、乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 2 点目、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項です。

具体的には、量の見込み手引の改正により、改正後の算出方法を参照し、トレンドや政策動向、利用ニーズなど地域の実情等を十分に踏まえ、量の見込み等の設定が可能となったタイミングで、速やかに支援事業計画に反映するよう努めることとされています。利用ニーズの把握が困難な場合は、例えば、乳児家庭全戸訪問事業や妊婦等包括相談支援事業等を活用し、制度利用の意向を把握する等の工夫を検討することと示されたため、本市でも、現在アンケート調査を実施中です。

また、教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続については、こども誰でも通園制度が満3歳以上の児童を対象としていることから、幼稚園に対して満3歳児クラスの活用や、満3歳児クラスが無い地域においては、その設置を働きかけること等により教育・保育施設と乳児等通園支援事業者の円滑な連携・接続に努めることとされています。以上を踏まえて、第3期木更津市子ども・子育て支援事業計画の変更案を作成し、令和8年2月開催予定の子ども・子育て会議において、委

員の皆様にお示しする予定です。

次回の会議では、こども誰でも通園制度に関する報告及び委員の皆様からご意見を伺う機会が多くなる見込みです。引き続き、ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。以上で私からの説明を終わらせていただきます。

#### 柴田会長

- ありがとうございます。ご意見ご質問ございますか。

#### 柴田会長

- これは調査等を行うと思いますが、現状の施設、受け入れ体制で、これが令和8年度から可能なのか、それとも施設を増やす必要があるのかの現状を教えていただければと思います。

#### 事務局

- はい。現状の保育施設等においては、待機児童が発生している状況もありますので、既存の保育施設での余裕活用型のこども誰でも通園制度の実施は難しい状況となっております。保育施設等において、新たに保育士の雇用を行うこと、もしくは保育施設等の余剰教室ないし、保育室以外の場所での実施、もしくは在園のお子様と同室内で在園児合同型での実施というような、こども誰でも通園制度の「一般型」での実施を見込んでおりまして、現在実施いただける保育施設等の事業者様と調整を行わせていただきながら進めております。

#### 森田委員

- 保護者として1つ質問させていただきます。例えば、令和8年度の4月から「こども誰でも通園制度」を利用したいという保護者の方がいた場合、現時点のホームページ等を確認していないのですが、どこでやるのか、どういう制度があるのか、登録が必要なのか、不要なのかという部分がこの資料だと少し不明瞭だと感じました。実際に支援センターに私の友人が通っており、誰通の話はニュースでよく聞くし、幼稚園に行きたいから3歳までは家庭で見るということを話しているのですが、例えば短時間で使いたいとなった際に、魅力的だという声を聞く反面、一時利用との違いや、登録等の使う人向けのことが少ないなと思いました。ちなみにそこに関

しては、4月にすぐに利用したいですというお声があった場合には、どういった対応をしていくのでしょうか、現状で結構ですので、お答えください。

#### 事務局

○ はい、ご質問ありがとうございます。現状、認可できる事業所が決定していないため、利用される対象事業所の保護者の皆様への周知が不足していることは大変申し訳ございません。4月から利用していただけるように、2月の中旬ないし、3月中旬には、利用者の皆様の申請受付を開始し、3月中に総合支援システムの事業者登録を行った上で、申請された方々に利用方法を周知し、登録されている事業者の検索などを行っていただけるように準備をすすめていく予定でございます。

#### 森田委員

○ ありがとうございます。では、子ども・子育て会議の後の2月から3月頃に利用の検索ができるという形で、お伝えさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

#### 白石委員

○ 現在保育園の現場にいる者として、保育士が不足している中で「子ども誰でも通園制度」を受けるのは少し厳しいと思いながら聞いていたのですが、木更津市内で手を挙げている保育園がすでにあるということなのでしょうか。

#### 事務局

○ 先ほどおっしゃった通り、待機児童が発生している中で大変厳しい状況なのですが、これは子ども子育て支援法に定められた制度であり、全国の市町村が令和8年度から一斉にスタートしなくてはならない事業です。対象が0歳6ヶ月から3歳未満児という年齢であるため、実績がある施設を中心に、待機児童が発生しており、保育施設の受け入れが厳しい中ですが受け入れてくださいませんかというお願いをしております。公立も含め、必ず1箇所はスタートできるように動いているため、次回の時には受け入れ施設等をお伝えできるように努めてまいります。どうぞよろしくお願ひいたします。

### 金子委員

○ 赤ちゃん訪問に行くと、お勤めをしたいという方がたくさんいるのですが、この「こども誰でも通園制度」はあまり保護者の方に周知されていないと思います。令和8年度からスタートさせなくてはいけないということで、大変な部分もたくさんあるかと思いますが、もう少し細かく行っていたい方が保護者の方には親切かと思います。訪問の際にファミサポの話をさせていただくこともあるのですが、その事業自体を知らない方もいらっしゃいます。そのため、もう少し保護者の方に親切にしていただければと思います。

### 事務局

○ 言葉足らずで申し訳ございませんでした。この制度は子育て、子どもの成長に関わっており、とても素晴らしい制度というのは私どもも理解しております。今後、保育の需要等も合わせて、この制度の実施をはかっていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

### 柴田会長

○ ありがとうございました。その他ご質問ご意見ございますか。  
なければ、その他事務局より連絡はありますか。  
(特になし)  
では、以上で令和7年度第2回木更津市子ども・子育て会議を終了いたします。  
(閉会)